

保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションの皆様へ

社会保険診療報酬支払基金大分支部

大分県国民健康保険団体連合会

平素、審査支払機関の円滑な運営に格別のご協力とご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 2 月診療分（3 月請求分）から、大分県内の各市町村が実施する子ども医療費助成事業の審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金大分支部及び大分県国民健康保険団体連合会で受託することとなりました。

つきましては、平成 28 年 3 月請求分から当該事業に係る請求方法等が変更となりますのでお知らせいたします。

なお、詳しい請求方法等につきましては、支払基金、国保連合会ともにホームページに掲載しておりますのでご参照願います。

1 請求形態について

子ども医療費助成事業の受給者（被用者保険）の方が受診された際は、被用者保険と医療費助成事業の併用レセプトで支払基金大分支部へ請求願います。

なお、法別番号は 83（公費負担者番号 83.44.〇〇〇.〇）となります。

また、国民健康保険の方が受診された際は、国民健康保険と医療費助成事業の併用レセプトで大分県国民健康保険団体連合会へ請求願います。

2 月遅れ請求について

平成 28 年 2 月診療以前分については、平成 27 年 3 月診療分まで月遅れ分の併用レセプトとして請求できますが、平成 27 年 2 月診療以前分については、取り扱い外としてレセプトを保険医療機関等にお返しすることとなりますのでご留意願います。

3 当該事業の助成内容について

対象年齢については、入院・入院外ともに 0 歳から 15 歳ですが、助成内容については市町村により異なりますので、ホームページ等でご確認願います。

■ 本件に関する問合せ先

【被用者保険分の請求方法に関する問合せ】

社会保険診療報酬支払基金大分支部 管理課 097-532-8228（ダイヤルイン）
(内線 114・118・112)

URL <http://www.ssk.or.jp/>

社会保険診療報酬支払基金本部 事業推進課 03-3591-7441（代表）
(内線 201・202・203)

【国民健康保険分の請求方法に関する問合せ】

大分県国民健康保険団体連合会 097-534-8472（直通）

URL <http://www.oita-kokuhoren.or.jp/>

【助成制度に関する問合せ】

大分県福祉保健部健康対策課 097-506-2672（直通）